

(電子メール施行)  
教体第1659号  
令和2年11月24日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

### 「感染拡大特別期」における対策について

標記の件につきまして、県内の新規感染者数が急激に増加傾向となり、「感染拡大特別期」になっています。

この状況を踏まえ、本日開催された兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、さらなる感染防止対策の徹底を求められました。

については、下記の内容に十分留意しながら、引き続きご苦勞をおかけしますが、緊張感を持って感染防止対策の徹底をお願いします。

### 記

#### 1 教育活動

(1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。

特に、県外で活動する場合においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する。

感染拡大特別期になり外出自粛など社会活動に一定の要請をすることから、感染拡大を予防するため、国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域については慎重に選定する。

併せて、修学旅行においては感染予防の観点からも感染拡大地域への往来を自粛する。

(2) 下記の感染防止対策を徹底する。

- ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・マスクの着用を徹底する。
- ・必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・毎日の検温、手洗いを徹底する。
- ・教室内も含め適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行う。など

#### 2 部活動

(1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とする。

(2) 公式試合、練習試合、合同練習・合宿については、十分な感染防止対策を実施したうえで実施する。

感染拡大特別期になり外出自粛など社会活動に一定の要請をすることから、感染拡大を予防するため、国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、感染防止対策がとられていることを確認するとともに、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを考慮のうえ、実施の可否を決定する。

### 3 心のケア

きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する。

- ・児童生徒の状況把握(個人面談等の機会の拡充、学校単位での生徒アンケートの実施)を徹底する。
- ・キャンパスカウンセラーの活用を促進する。
- ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援を行う。

### 4 その他

今後、本格的な受験シーズンが到来することから、特に受験を控えた児童生徒については、徹底した感染予防対策を講じるとともに、学習支援や相談体制の充実を図るなど、安心して受験に臨めるよう支援すること。

#### <本件連絡先>

- 感染防止対策に関すること  
体育保健課保健安全担当 (078-362-3789)
- 修学旅行に関すること  
高校教育課生徒指導班 (078-362-3778)
- 運動部活動に関すること  
体育保健課学校体育班 (078-362-3787)
- 文化部活動に関すること  
高校教育課生徒指導班 (078-362-3778)
- 心のケアに関すること  
高校教育課生徒指導班 (078-362-3778)  
高校教育課教育指導班 (078-362-9444)
- 受験に関すること
  - ・大学入試 高校教育課教育指導班 (078-362-3898)
  - ・高校入試 高校教育課教育指導班 (078-362-9444)  
特別支援教育課 (078-362-3774)